

令和元年 10月1日 から幼児教育・保育の無償化がスタート

保育所や地域型保育事業（事業所内等） を利用される方はご確認ください。

1 保育所を利用する子どもたち

【対象者・保育料】

- 3歳児クラスから5歳児クラスまでのすべての子どもの保育料が無償化されます。
※ 3歳児クラス：4月1日時点で3歳の誕生日を迎えている子どものクラス（年少クラス）
- 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。
ただし、<年収360万円未満相当世帯の子ども>と<第3子以降の子ども>については、副食費（おかず代・おやつ代）が免除されます。
- 0歳児クラスから2歳児クラスまでの子どもについては、住民税非課税世帯のみ利用料が無償化されます。
- 0歳児クラスから2歳児クラスまでの子どもについては、これまでどおり保育料のなかに主食・副食費分が含まれますので、新たな保護者負担はありません。
- 子どもが2人以上の2歳児クラスまでの子どもの保育料の軽減は、これまでどおり第2子は半額、第3子以降は無償となります。
※ 兄弟が就学前で保育所、認定こども園、幼稚園等に入園している場合、最年長の児童から順に第1子、第2子、第3子とカウントします。
ただし、年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

2 地域型保育（事業所内等）を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

- 保育料の無償化については、上記 1 と同じです。。

既に園を利用されている方についての手続きは不要です。

《問い合わせ》

小林市役所健康福祉部子育て支援課

電話：0984-23-1278 メール：k_kosodate@city.kobayashi.lg.jp